# 毎月第3金曜日は、川西市の「人権デー」です!

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」としています。

憲法は、私たち国民の大切なものです。だからいっしょに考えてみましょう!

日本国憲法の3つの原則

国民主権

平和主義

基本的人権の尊重

私たちの願いがかなう社会であるように。 争いのない世界、平和な国であるように。 だれもが心豊かに暮らせる社会であるように。



## 日本国憲法で保障されている基本的人権

- ◇自由に生きる権利(自由権)・・・自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利です。
  - ①身体の自由:人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりすることの禁止(第 18 条)、法律の定める手続きなし に、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問 や残虐な刑罰を加えたりすることの禁止(第33条~36条)
  - ②精神の自由: 思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)、言論・集会・結社の自由
  - ③経済活動の自由:財産活用の自由(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第23条)など
- ◇平等の権利・・・人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱わなければなりません。「すべて国民は、法の下に平等であっ て、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第 14 条)
- ◇人間らしく生きる権利(社会権)・・・すべての人間が人間らしい豊かな生活ができるように、国民が国家に対して保障 を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。
  - ①生存権:「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)
  - ②教育を受ける権利
  - ③労働者の権利:「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)労働者が労働組合をつくること(団結権)、労 働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを行う 争議行為(団体行動権)(第28条)
- ◇参政権・・・参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利 (被選挙権)です。成年者による普 通選挙の保障(第 15 条)、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権)(第 16 条)、最高裁判 所裁判官の国民審査権(第79条)など
- ◇請求権

国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができる(第 32 条)など

#### |人権擁護委員による特設人権相談| ※予約優先・無料

- 5月19日(金) 午後1時~4時 6月1日(木)午後1時~4時 6月 | 6日 (金) 午後 | 時~4時
- ところ 川西市役所4階の人権推進多文化共生課で人権 擁護委員が相談をお受けします。
- ◇問い合わせ 人権推進多文化共生課 12740-1150

### 総合センター「人権啓発ビデオ上映会」

- ○5 月 | 9 日(金)午前 | 0時·午後 | 時·午後 4時 『あなたがあなたらしく生きるために』 30 分
- ○6月16日(金)午前10時·午後1時·午後4時 『なぜ企業に人権啓発が必要なのか』 22 分
- ◇問い合わせ 総合センター 11.758-8398

#### セクマイ相談・学習会 予約優先・無料

セクシュアル・マイノリティに関する相談・学習会です。毎月第4木曜日に総合センターで行っています。 5月25日(木)午後1時30分~4時 〈問い合わせ、予約〉総合センター TEL 758-8398